

動物命名法の財政危機打開にむけて 動物分類学関連学会のご支援とご協力を訴えます

2013年1月12日（第12回日本分類学会連合総会）

西川輝昭（動物命名法国際信託メンバー、
東邦大学理学部生物学科）

松浦啓一（国立科学博物館）

お願いの趣旨

- ・国際動物命名法審議会は、1895年創設以来、化石を含む動物の学名の普遍的かつ安定的な運用を保証する国際的なシステムを一手に担っています。すなわち、国際動物命名規約の著者としてその改訂作業を続けつつ、2005年に発足した学名や著作物登録のためのデータベース ZooBank (ZB) を運営するとともに、次々に付託される個別案件を裁定してその内容を公表するために公式定期刊行物 *Bulletin of Zoological Nomenclature* (季刊) を出版しています。昨 2012 年には電子出版許容など規約の一部条項改正と ZB 整備が進んだ結果、ZB への登録数が飛躍的に増加しています。
- ・動物命名法国際信託は、動物命名法国際審議会の活動を財政的に支える唯一の国際的非営利組織です。信託メンバーや審議会委員は無給で活動していますが、審議会の専任幹事1名と事務局員5名（多くは非常勤）は信託が雇用しています。
- ・信託の年間収入は、出版にかかわって約2万ポンド（年間購読料から出版費用を減じた額）、寄付3～6万ポンド、基金運用益1～2万ポンド（赤字補填のための基金取り崩しで2011年度には1,800ポンドに激減）等。一方、支出は人件費約10万ポンド、事務経費3,000～6,000ポンド等。平均して年2万ポンドという慢性的な赤字体質が改善できず、2013年半ばには基金が尽きるという危機的状況に立ち至っています。座しては、動物学名の安定をもたらしている現在の仕組みが崩壊するおそれがあります。
- ・この財政危機を打開するために信託は、ZooBank を鍵とした21世紀にふさわしい新たなビジネスモデル構築など将来展望を切り開く機構改革の議論を進めるとともに、全世界で65,000ポンド（約920万円）を目標とした緊急募金を行っています。日本でも、企業や財団および個人から大口寄付を募るための委員会設立を準備中です。ご協力やご支援をお願いいたします。
- ・信託の財政健全化のためには、長期的に見ると、動物分類学者個人や関連学会、あるいは学名利用者（博物館や出版社など）が、多寡を問わず定期的に寄付していただくシステムを作ることが必要です。現在、学会単位での定期的な寄付は、日本動物分類学会と日本魚類学会が行っていますが、多くの学会が是非ともこれに加わっていただくことを切に訴えます。

(以下は日本動物分類学会和文誌『タクサ』投稿中の西川稿による)

動物学名の安定を支える審議会と信託

化石を含む動物の学名設立とその安定的な運用にかかわる全ては、分類学者や学名使用者一般の良識と自発的支持をよりどころに、国際動物命名法審議会 (International Commission on Zoological Nomenclature、以下、審議会と略称) という国際組織がこれを担っています。すなわち、審議会は、国際動物命名規約 (以下、規約) の著者としてその改訂作業を続けつつ、2005 年に発足した学名や著作物登録のためのデータベース ZooBank (ZB) を運営するとともに、次々に付託される個別案件に裁定を下してその内容を年 4 回発行の公式機関誌 Bulletin of Zoological Nomenclature (BZN) に掲載するといった多岐にわたる重層的な活動を継続しています。このような活動のすべてが、動物分類学者はもちろんのこと、動物の学名を使用するあらゆる団体や個人に多大な利益をもたらしています。

とりわけ昨 2012 年には、審議会の活動に 2 つの大きな前進がありました。ひとつは規約の一部条項の改正です。時代の変化に対応して電子出版が ZB への登録などを条件に許容されるとともに、審議会が ZB を維持管理することが規定され、新旧の学名や命名法的行為の ZB への登録が推奨されることになりました。もうひとつは ZB の登録ソフトが大幅に改善されたことです。これらの結果、ZB への登録数は飛躍的に増加しています。

審議会のこうした重要な活動を資金面で一手に支えているのが、動物命名法国際信託 (International Trust for Zoological Nomenclature、以下、信託) という国際的な非営利組織です。したがって、信託が財政的に安定していないと審議会の活動がうまく進まないこととなります。実際、規約改訂作業や ZB の運用がこの間必ずしも期待通りに進んでこなかった原因の一端は信託の慢性的な財政難にあります。それが改善されなまま、本年なかばには基金が尽きるという危機的状況に直面しています。この危機を乗り越えるための大掛かりな緊急募金活動が、将来展望を切り開く機構改革の議論と並行して進められています。小文では、この募金活動へのご理解とご支援をいただくために、信託の組織、目的、歴史、寄付の現状などを記します。

信託の組織と目的

信託は 1947 年に設立され、イギリスの charity (慈善基金団体) として登録されています。事務局は現在ロンドンの自然史博物館に置かれ、同館がスペースと図書・IT 利用などの便宜を無償で供与しています。信託の現メンバーは 13 カ国からの 25 名で、すべて無給で活動しており、そのなかの若干名が輪番制で 3 年任期の理事 (Trustee) として特別の権限を与えられています。信託の現議長はロンドン自然史博物館館長 Michael Dixon 博士。年次総会はロンドンで開催されます。なお筆者は、馬場敬次熊本大学名誉教授の後を継いで、2006 年から信託のメンバーとなっています。

信託の目的は、審議会の永続的かつ発展的な活動のために、安定した財政基盤を構築することです。言うまでもなく審議会は、規約の章 17 が明記しているように、その権限のすべてを、国際動物学会議 (International Congress of Zoology) とそれに委任された国際生物科学連合 (International Union of Biological Sciences, IUBS) の決議に依拠する常設団体です。審議会委員 (Commissioner と呼称、現在 29 名、マーク・J・グライガー滋賀県立琵琶湖博物館上席総括学芸員や小島純一茨城大学教授を含む) はすべて無給で活動していますが、審議会幹事 (専任幹事と事務局職員の計 6 名、多くは非常勤) は信託が雇用しています。審議会の現会長はオランダ国立自然史博物館 (Naturalis Biodiversity Center, Leiden) 研究部長の Jan van Tol 博士です。なお、審議会専任幹事 Ellinor Michel 博士は信託の事務も統括しています。審議会と信託の活動内容の詳細は、ホームページ (<http://iczn.org/>) をご参照ください。

信託の歴史

Melville (1995) などによって審議会と信託の歴史の概要を記します。審議会は、規約第 4 版の序文 (動物命名法国際審議会、2000、p. XII) にも記されているように、その長い前史を経て 1895 年に産声をあげました。すなわち、ライデンで開催された国際動物学会議の第 2 回全体会議において、動物命名法に関する公式の国際協定をつくるために 5 名の動物学者からなる委員会が任命されたのが、審議会の誕生とされます。そこから信託が 1947 年に創立されるまで、50 年以上が経過しています。この間、審議会の財政がどのように確保されていたのかよくわからないのですが、Melville (前掲) によれば、1943 年に BZN を創刊したことで予約講読料収入が生じ、それによって審議会の活動が息を吹き返したとされます。

ともあれ、審議会の活動を財政的に支える常設組織として、1947 年、審議会幹事が預かっていた 1000 ポンドほどの資金をもとに信託が設立されました。創立メンバーは 7 名で、イギリスの閣僚経験者である Walter Elliot 氏が議長に就任しました。創立から数年経った時点で、収入 (出版物売上) が支出 (主に出版費用と審議会幹事の給与) をわずかに上回ったようです。しかし、出版物以外に定常的な収入がないという脆弱な財政基盤の改善は急務であり、それを検討する委員会が、折から 1953 年に開催された国際動物学会議コペンハーゲン会議で、同会議議長を委員長として設置されました。その答申は、国際動物命名法協会とでもいうような新たな組織をつくり、それに加わる個人や団体の寄付によって審議会が支えられるような新しい体制の構築、および審議会の機構改革 (スリム化) を提案し、コペンハーゲン会議の閉会総会で承認されました。しかし、その後のさまざまな経緯のなかで、これらの提案は実現されずに終わりました。一方、1939 年以来第二次大戦をはさんで継続されてきた動物命名の新しい国際規約を作る努力は、ようやく規約初版 (1961 年出版) として実を結ぶことになりました。1972 年には国際動物学会議の権限が IUBS に移譲され、この新体制の下、規約第 3 版が 1985

年に出版されるわけですが、それが可能となったのは 1982 年に開始された大規模な募金活動です。

信託は 1970 年代末、その基金を事実上使い尽くし、審議会幹事の雇用も BZN や規約新版の出版も不可能になりかねない状況に陥っていました。これを救うべく、1982 年、信託のメンバーで哺乳類分類学者の Cranbrook 伯爵が主宰した募金には、多くの動物学者をはじめ、学協会（特に英国生態学会は特筆されます）や各種財団から、3 年間で合計約 10 万ポンドが寄せられ、当面の危機は回避されました。規約第 3 版も無事出版されました。しかしその後、21 世紀に入る前後から世界経済の低迷と軌を一にするように寄付が激減し、赤字が常態化しました（欠損は基金から補填）。そこで 2003 年～2004 年に再度、300 万ポンドを目標とした募金が提起されましたが結果は振るわず、2004 年度だけは赤字を逃れたものの、翌年からは赤字が継続して今日の危機を迎えることとなります。

今日の財政危機—2013 年問題

決算がなされている 2011 年度までのここ 5 年について信託の各年度収支を概観しますと、収入としては、BZN 出版にかかわって 2 万ポンド（年間購読料から出版費用を減じた額）、寄付 3～6 万ポンド、基金運用益 1～2 万ポンド（赤字補填のための基金取り崩しで 2011 年度には 1,800 ポンドに激減）等、一方支出としては、人件費 10 万ポンド、事務経費 3,000～6,000 ポンド等となり、平均して年およそ 2 万ポンドの赤字となっています。

信託が 2008 年に行った将来予測によれば、寄付が増えない状況で赤字を基金から補填し続ける最悪のシナリオでは、基金は 2011 年に尽きてしまうこととなります。このシナリオが残念ながら現実のものとなり、2013 年半ばには基金ゼロとなる公算大で、2013 年度事業の継続が危ぶまれる事態に立ち至っています。

信託は、2012 年度 6 月の定例総会および 9 月の臨時総会において財政状況を詳細に点検し、目前の危機を回避するため全世界で 65,000 ポンド（約 920 万円）を目標とした緊急募金を行うとともに、ZB を鍵とした 21 世紀にふさわしい新たなビジネスモデルを構築するためのワークショップを 2013 年早々に開催することを決めました。

これと並行して、信託と審議会は、GBIF 専任幹事や自然保護団体、博物館関係者など 6 名に外部評価委員を委嘱しました。その 2012 年 12 月 1 日付け外部評価委員会報告書は、動物命名法が動物学のあらゆる分野に対して果たす基幹的重要性を認め、それを安定的に維持発展させるためにとるべき方策—BZN の改革、財政安定にむけた新たなビジネスプランの創出と世界的な支援ネットワークの構築、信託の位置づけと活動の見直し等々を勧告するとともに、2013 年度事業継続のための緊急募金の方針を支持しました。こうした動きに日本からも呼応し、財政再建を支援していただく輪をひろげたいものと念じています。

信託への寄付の現状（表 1）

ICZN のホームページによれば、団体寄付（Institutional subscribers）として、イギリスのロンドン自然史博物館、ドイツのゼンケンベルク自然研究協会、フランスの国立自然史博物館（以上 3 館は「大口寄付」、下記参照）、ノルウェーのオスロ大学自然史博物館、ベルギー王立自然科学研究所、それにオランダ国立自然史博物館が名を連ねています。また、現在の支援者（Current Supporters）として、Cranbrook 伯爵と E.O.Wilson 教授、日本動物分類学会や日本魚類学会をはじめ、ロンドン軟体動物学会、オランダ王立学士院、国際昆虫学協会、アメリカ昆虫学会、アメリカ甲虫学会、アメリカ動物命名法協会といった学協会、そして、生物多様性データベース関係の Pan-European Species-dictionaries Infrastructure (PESI) と 4D4Life/Species 2000 がリストされています。なお、上述の「大口寄付」は、3 年にわたって毎年 15,000 ポンド（200 万円程度）を寄付するもので、信託のメンバー 1 名を推薦できます。ちなみに、ベルギー王立自然科学研究所とオランダ国立自然史博物館は毎年 5,000 ポンドの寄付を少なくとも 3 年間継続する由。また、ロンドン軟体動物学会は毎年 500 ポンドを寄付しています。

過去の支援者（Past Supporters）としては、台湾学士院、オーストラリア博物館、ロンドン王立学会、スミソニアン自然史博物館といった機関や団体、英国海洋生物学協会、日本蜘蛛学会、オーストラリア寄生虫学会、カナダ動物学会ほか多数の学協会、ギャツビー慈善財団、IK 基金、ウェルカム・トラストをはじめとした公益団体、GBIF や TDWG など生物多様性データベース関連組織、テイラーアンドフランシスやトムソン・ロイターといった出版・情報企業が見られます。

日本における募金活動にご協力を

信託の財政健全化のためには、長い目で見ると、動物分類学者個人や関連学会、あるいは学名利用者（博物館や出版社など）が、多寡を問わず定期的に寄付するシステムを作るのが基本と考えられます。関連学会におかれましても、これに是非ともご協力いただきたく、お願い申し上げます。さらに、諸外国の例にならって、日本の博物館も信託への支援に積極的な役割を果たしていただけないものかと思っています。

一方、目前の財政危機を乗り越えるための緊急募金には、企業や財団および個人からの大口の寄付が不可欠です。関係各位のご助言やお力添えを切にお願い申し上げます。

引用文献

動物命名法国際審議会, 2000. 国際動物命名規約第 4 版日本語版, 日本動物分類学会連合, 札幌.
Melville, R. V., 1995. Towards stability in the names of animals: A history of the International Commission on Zoological Nomenclature 1895-1995, International Trust for Zoological Nomenclature, London.

表 1 動物命名法国際信託への寄付の現状 詳細は本文参照

団体寄付 (Institutional Subscribers)

ロンドン自然史博物館 (イギリス), ゼンケンベルク自然研究協会 (ドイツ), フランス国立自然史博物館 (以上 3 館は大口寄付¹⁾), ノルウェー・オスロ大学自然史博物館, ベルギー王立自然科学研究所²⁾, オランダ国立自然史博物館²⁾

現在の支援者 (Current Supporters)

Cranbrook 伯爵, E.O.Wilson 教授, オランダ王立学士院, 日本動物分類学会, 日本魚類学会, ロンドン軟体動物学会³⁾, 国際昆虫学協会, アメリカ昆虫学会, アメリカ甲虫学会, アメリカ動物命名法協会, Pan-European Species-dictionaries Infrastructure (PESI), 4D4Life/Species 2000

過去の支援者 (Past Supporters) の一部

台湾学士院, オーストラリア博物館, ロンドン王立学会, スミソニアン自然史博物館, 英国海洋生物学協会, 日本蜘蛛学会, オーストラリア寄生虫学会, カナダ動物学会, ギャッツビー慈善財団, IK 基金, ウェルカム・トラスト, テイラーアンドフランシス社, トムソン・ロイター社, GBIF, TDWG

注 1) 「大口寄付」とは 3 年にわたって毎年 15,000 ポンドを寄付

注 2) 毎年 5,000 ポンドの寄付を少なくとも 3 年間継続予定

注 3) 毎年 500 ポンドを寄付